

EU ETS の改正および EU ETS II 創設等に関する調査報告書  
正誤表

<2026 年 5 月 28 日訂正箇所>

P14 (4) 市場安定化リザーブ (MSR) に関する修正点

(誤) まず、改正前は、市場参加者が保有している前年の排出枠の総量 (TNAC) が 8 億 8,300 万枠の閾値を超えた場合、その 24%に相当する排出枠が市場安定化リザーブ (MSR) に組み入れられ、一方、4 億枠を下回る場合には市場に供出される仕組みになっていた。この点、改正後は、8 億 8,300 万枠～10 億 9,600 万枠の予備領域を設定し、流通量がこの予備領域の間であれば 8 億 8,300 万枠を超える分が市場安定化リザーブ (MSR) に組み入れられることとなった。

(正) まず、改正前は、市場参加者が保有している前年の排出枠の総量 (TNAC) が 8 億 3,300 万枠の閾値を超えた場合、その 24%に相当する排出枠が市場安定化リザーブ (MSR) に組み入れられ、一方、4 億枠を下回る場合には市場に供出される仕組みになっていた。この点、改正後は、8 億 3,300 万枠～10 億 9,600 万枠の予備領域を設定し、流通量がこの予備領域の間であれば 8 億 3,300 万枠を超える分が市場安定化リザーブ (MSR) に組み入れられることとなった。

<2024 年 6 月 13 日訂正箇所>

P48 【図 11】 (図中 4 カ所)

(誤) ドイツ EU ETS 対象者

(正) ドイツ ETS 対象者

P50 ②罰金

(誤) ドイツ EU ETS 対象者

(正) ドイツ ETS 対象者

P56 【図 13】 (2023 年部分)

(誤) 35 ユーロ

(正) 32.5 ユーロ (35 ユーロから減額)

P56 脚注 341

(誤) [https://www.bmf.gv.at/en/topics/Climate-policy/initial\\_nehg\\_2022\\_en.html](https://www.bmf.gv.at/en/topics/Climate-policy/initial_nehg_2022_en.html)

(正)

[https://www.bmf.gv.at/themen/klimapolitik/carbon-markets/nationales-emissionszertifikatehandelsgesetz-2022-\(NEHG-2022\)/entwicklung-und-handelsphasen.html](https://www.bmf.gv.at/themen/klimapolitik/carbon-markets/nationales-emissionszertifikatehandelsgesetz-2022-(NEHG-2022)/entwicklung-und-handelsphasen.html)